

NPO法人JCMA

チャレンジャーズ・ライブ コンテスト・ルール

1. 本コンテストは、ショーとして、観客の前できちんと演じる能力をつけたい、その能力を評価されたいというマジシャンを対象として、教育的な配慮を十分に行って運営されるものとする。

また、JCMAはFISM加盟団体であることから、本コンテストは FISM ASIAのコンテスト（クロスアップ部門）に日本代表で出場するコンテスト選手を選考する目的も、併せもつものとする。（本コンテストで金賞を受賞すると、ジャパンカップのコンテストの出場権が得られる。ジャパンカップのコンテストの成績により、FISM ASIA のコンテスト（クロスアップ部門）に日本代表で出場するコンテスト選手・リストが作成される。

ただし、ジャパンカップのコンテスト出場権は、本コンテスト以外にも、他団体からの推薦や、ビデオ審査によっても売ることが出来る。）

2. 参加資格は、JCMA会員であること。（コンテスト申込時に、JCMA会員になることができる。）

3. 参加費用（マジックサークル参加費用＋コンテスト出場費用＋審査費用）は 5,000円とする。

ただし、コンテストで JCMAが撮影した動画を、YouTube上で、JCMA会員に限定公開することに書面で同意された場合は、これを免除する。

また、アシスタント等（コンテスト選手と共に観客の前で演技をする場合を除く）の参加費用は、マジックサークル参加費用のみとする。

4. 審査員は5名とし、JCMA 理事会にて選任される。

審査用紙及び審査基準は JCMAのHP上で公開されている。

コンテスト終了後には、公開の場でフィードバックを行うものとする。

また、コンテスト選手に贈られる賞は以下の通りとする。

①金賞、銀賞、ブロンズ賞：審査員による審査で、得点純に上位3人（組）のコンテスト選手に、順に金賞、銀賞、ブロンズ賞が贈られる。

金賞であったコンテスト選手は、ジャパンカップのコンテスト参加権を得るものとする。

この際、ジャパンカップ参加費は免除されるが、前夜祭・授賞式等に関しては実費を要するものとする。

韓国で実施する本コンテストでの金賞受賞者については、航空券とホテルを JCMA が提供するものとする。

②ピープルズ・チョイス・アワード：観客による投票（ピープルズ・チョイス）で1位であったコンテスト選手に贈られる。

副賞として、ジャパンカップ招待券（前夜祭・授賞式等を除く）が贈られる。
ただし、ジャパンカップのコンテストはこれを使用することが出来ない。

5. 演技は5分以上10分以内とし、これに反したコンテストは失格とする。
演技は1回のみとする。

6. コンテストの氏名や年齢、顔写真等、マジシャンとしての個人情報は、JCMAのホームページ等を通じて、不特定多数に公開される場合がある。

また、JCMAは演技中に写真撮影・ビデオ撮影を行う。

撮影した写真及びビデオの一部は広報目的で使用される場合がある。

撮影した動画は、YouTube上で、JCMA会員に限定公開する場合がある。

ただし、観客による写真撮影・ビデオ撮影はこれを禁ずるものとする。

7. 会場にはクロスアップテーブル（東京・韓国では、直径約121cmの半円形、高さ約83cmのクロスアップ・テーブル。

テーブル・クロスは掛けられていないが、希望者に対しては、黒いテーブル・クロスをかけて使用するものとする。

また、テーブルにはサーバントが取り付けられている。（希望により取り外すことも出来る。）が用意されている。

クロスアップテーブルを使用しない場合は、JCMAスタッフがこれを片付けるものとする。

また、演者自身がクロスアップテーブルを持ち込むことも可能であるが、その運搬や出し入れは演者自身、または、演者のアシスタントが行うものとする。

尚、着席して演じる場合などの椅子として、会場備え付けの椅子を使用することが出来る。

8. 演技に音楽を使用する場合、その音楽の再生機器は、コンテストが用意するものとする。

電源は、会場の電源を利用出来る場合もあるが、コンセントの位置や他の電気製品使用状況によっては、電源が使えない恐れもあるので、電池で駆動する機器を用意することを強く推奨する。

また、音楽再生機器の操作はコンテスト自身、またはコンテストのアシスタントが行うこととする。

9. 演技中の火気の使用は原則禁止とする。

演技上火の使用が避けられない場合は、必ず事前に申し出ること。

尚、火気や水、動物等の使用により、周囲に迷惑をかける事象が発生した場合や、公序良俗に反する行為、危険な行為が行われた場合は、演技の途中であっても、失格とし、演技を中止させることがある。

なお、損害については損害賠償が請求されることとする。

10. 演技でCD等を用いて楽曲を使用する場合は、以下のような権利処理が必要です。

①音楽著作権：マジックで音楽を使用する場合、音楽の演奏権使用料が発生します。
著作権管理団体には JCMA が窓口となり、権利処理手続きを行いますので、事前に使用楽曲
リスト（楽曲名、作詞者、作曲者、演奏・歌唱者名、使用分数）を提出して下さい。

②音源使用許諾：演技に使用される音楽が、市販のCD、テープ、音楽配信等の音源を使用す
る場合、レコード会社等に音源使用の許諾が必要になります。

この使用許諾手続きはコンテスタント 自身に行って頂きます。

許諾手続きにつきましては、レコード会社にお問い合わせ頂くか、JCMAにご相談下さい。

また、上記の権利許諾を得られない場合は、コンテスタントとの話し合いにより当該部分を他
の音楽に差し替えて頂く場合もあります。

尚、権利処理に関わる費用につきましては、コンテスタントの負担となりますが、使用料、支
払方法につきましては別途相談させて頂きます。